

# 鳥取県公報

平成26年6月3日(火) 第8603号

毎週火・金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	告	示	農業大学校における生産品等の物品売	出 (437) (経済産業総室)・・・・・・・・3 払代金の徴収事務の委託 (438) (農業大学校)・・3 地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所
$\Diamond$	調達	公告	有者が選挙すべき委員の選挙について 精算法人福井土地改良区の精算人の届	地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所は投票を行わない旨の告示(440)(")・・・・4 出(441)(東部農林事務所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			THE TOTAL (MISTINGISTIAN)	

## 示

#### 鳥取県告示第436号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年6月3日

鳥取県知事 平 井 治

1 調査の名称

手話に関するアンケート

2 調査の目的

鳥取県手話施策推進計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域的範囲

鳥取県全域

- (2) 属性的範囲
  - ア ろう者
  - イ 手話通訳者、手話奉仕員等の手話関係者
  - ウ県民
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア ろう者 ろう者を取り巻く状況
    - イ 手話関係者 手話関係者を取り巻く状況
    - ウ 県民 手話学習に関する意欲等
  - (2) 基準となる期日

調査票の記入日

- 5 報告を求める者
  - (1) ろう者 アンケートの趣旨を考慮して抽出した約300名
  - (2) 手話関係者 アンケートの趣旨を考慮して抽出した約200名
  - (3) 県民 県政参画電子アンケート会員に登録している約470名
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) ろう者

報告者に対し、関係団体を通じて調査票を配布し、郵送、持参等の方法により回収する。

(2) 手話関係者

報告者に対し調査票を郵送し、郵送、持参等の方法により回収する。

(3) 県民

報告者に対し電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート 画面にアクセスして、調査票への入力を行う。

7 報告を求める期間

平成26年6月7日から同年7月25日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページでの公表

#### 鳥取県告示第437号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者か ら同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同 法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取駅ショッピングプラザ

鳥取市東品治町111-1

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役 藤岡 繁樹 島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名を次のとおり変更する。
- 4 変更年月日 次のとおりとする。
- 5 変更する理由 小売業者の出退店のため
- 6 届出年月日

平成26年4月28日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

- 8 縦覧に供する期間
  - 平成26年6月3日から4月間
- 9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室 鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議 所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の 保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知 事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第438号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の 物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月3日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 委託の相手
  - (1) 生産品

鳥取中央農業協同組合

せきがね犬挟観光株式会社

地方卸売市場倉吉青果株式会社

大山乳業農業協同組合

有限会社千疋屋

(2) 牛

JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 鳥取県告示第439号

平成26年6月22日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅 地の所有者が選挙すべき委員の選挙について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第24条第2項の規 定に基づく届出のあった候補者の氏名及び住所は、次のとおりであるので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年6月3日

鳥取県知事 平 井 伷 治

氏 名 住 所

青 木 勇 米子市末広町173

池吉 憲 米子市茶町84

大 原 啓 道 米子市久米町272

岡 本 武 士 米子市万能町172

福 原 則 昭 米子市日野町186

舩 守 淸 史 米子市加茂町二丁目166

保木本 茂 實 米子市東町167

三島 眞 米子市末広町252

#### 鳥取県告示第440号

平成26年6月22日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅 地の所有者が選挙すべき委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整 理法施行令(昭和30年政令第47号)第26条の規定に基づき、投票を行わないものとし、同条の規定により告示す る。

平成26年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第441号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のと

おり清算法人福井土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する 同法第18条第17項の規定により告示する。

平成26年6月3日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

就任した清算人の氏名及び住所

鳥取市福井257 前田守正

石 上 康 弘 鳥取市福井150

小 谷 俊 行 鳥取市福井224

田 中 仁 鳥取市三津357

井 上 範 行 鳥取市福井244-7

福本順治鳥取市福井106-2

平成26年5月20日就任 任期 清算結了まで

#### 達 公

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)第6条の規定に 基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月3日

鳥取県知事 平 井 治

### 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析装置賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様 入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

- (4) 履行期間
  - ア 借入物品の納入期限 平成26年9月30日(火)
  - イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間 平成26年10月1日から平成33年9月30日まで
- (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(84月)で月割りした1月当たりの 単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分 その他の費用を含む。) 及び保守料の総額

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も った金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端 数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載するこ と。

#### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式で それぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表者である者とする。

- (1) 単独企業に関する資格及び条件
  - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 平成26年6月3日(火)から同年7月14日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置 を受けていない者であること。
  - ウ 平成26年6月3日(火)から同年7月14日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
  - エ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。) を有 する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の理化学機器及び機械等(建物等以外)保守点検の計測・ 分析機器保守点検並びにその他の賃借のその他であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争 入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年6月27日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出す

- オ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。
- (2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件
  - ア 2者それぞれが(1)のアからウまでの要件を全て満たしていること。
  - イ 2者のうちの代表者である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の 理化学機器及び機械等(建物等以外)保守点検の計測・分析機器保守点検であり、他の1者が競争入札参 加資格を有する者で、その業種区分がその他の賃借のその他であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争 入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年6月27日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出す

- ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこ と。
- 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

- 4 入札手続等
  - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部警務部会計課予算係 電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法
  - (1)の場所で平成26年6月3日(火)から同月13日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年7月14日(月)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月11日(金)午後5時ま でとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。
  - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説 明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年6月27日(金)午後5時まで に持参し、又は郵送等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に84を乗じて得た額の100分の5以上の金額を 入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年 鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める 担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが できる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の 規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づい て作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be leased: Gas Chromatograph / Mass Selective Detector,
  - (2) June 27, 2014 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
  - (3) July 14, 2014 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders July 11, 2014 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail
  - (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 -271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月3日

鳥取県営病院事業管理者 渡 哲 哉 部

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給 予定使用電力量 (供給期間総計) 12,382,932キロワット時
- 2 契 約 式 一般競争入札 方
- 札 平成26年4月8日 3 落 日
- 中国電力株式会社倉吉営業所 4 落札者の名称及び所在地

倉吉市駄経寺245-6

- 5 落 札 金 額 192,409,193円 (消費税及び地方消費税の額を除く。)
- 平成26年3月28日 6 入 札 公 告 日
- 札 方 最低価格落札方式 7 落 式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局管財課

及び所在地 倉吉市東昭和町150